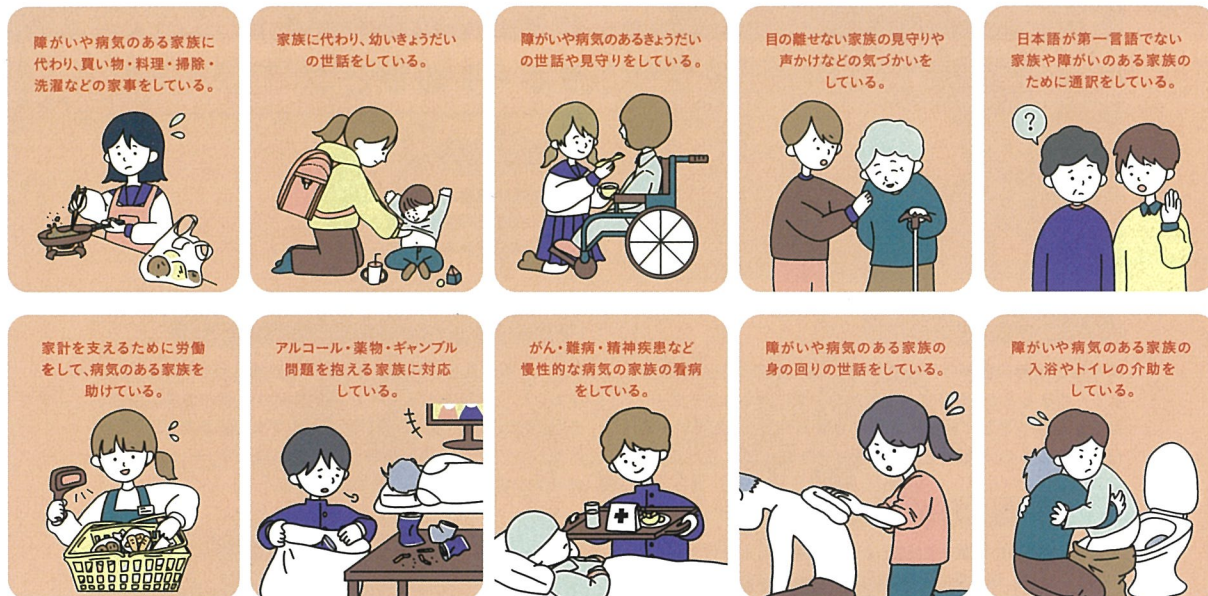


ヤングケアラーとは？

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話など日常的に行っていることも・若者のこと



CHECK

令和6年6月、「ヤングケアラーは国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象」として、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」と子ども・若者育成支援推進法に明記されたよ

相談できる場所が増えています

学校（先生やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）や、都道府県の窓口、市区町村のこども家庭センター、地域のヤングケアラー支援団体などに相談できます



※お住まいの地域によって窓口などの開設状況は異なります。

CHECK

子どもたちがこどもたちらしい時間を過ごせるよう、社会全体で守っていくよ

<https://kodomoshien.cfa.go.jp/young-carer/>

ヤングケアラーのこと



こどもまんが
こども家庭庁